

中小企業 いばらき

2020
JULY
No.741

7

【クローズアップ】

- ・新型コロナウイルス感染症関連の融資制度
- ・令和2年度 中小企業向け融資制度



写真：笠間エス・シー協同組合（ポレポレシティ）

発行所・編集発行人：



茨城県中小企業団体中央会

<https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

CONTENTS

- ひたち野……………1
- クローズアップ……………2
- ニュースフラッシュ……………8
- インフォメーション……………11
- 組合実務Q&A……………13
- 業況リポート……………14
- 経済・労働リサーチ……………17
- 中央会だより……………18

JOYO CARD *Plus*

法人クレジットカード

法人
クレジットカードの
イトコロ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



常陽銀行

表紙の紹介

コロナに負けるな！お客様・従業員を守る！

笠間エス・シー協同組合（愛称：ポレポレシティ）

経営基盤の充実・強化、経営の近代化を図るために組合を設立

笠間エス・シー協同組合は地元の商業者を中心に平成4年3月に設立。地域住民の生活を総合的にサポートするショッピングセンター（愛称：ポレポレシティ）として当時のジャスコ（現：イオン）をキテナントに平成10年4月にオープンした。商業施設だけではなく多目的ホール（ポレポレホール）やイベント広場、研修室、会議室等を設置し、買い物だけでなく地域住民の交流の場を提供している。

その後、近隣での大型商業施設の進出やインターネット販売普及等経営環境が大きく変化していることから、組合では大幅なリニューアルを行うとともに、笠間市の人口の約3割を占める60歳以上の世代をターゲットとする店づくりに力を入れ、平日の歌謡イベントを開催する等、集客力の強化を図っている。

コロナに負けるな！お客様・従業員を守る！

組合を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により営業時間を短縮する等、厳しい状況となった。

組合ではお客様が安心して買い物ができるよう、店内各所に消毒液を配置するほか、全従業員が出勤時に体温・体調チェックを実施する等、衛生管理を徹底。また感染拡大を防ぐため、レジや店頭に飛沫

防止シートを設置し営業を続けている。

また、新型コロナウイルスの収束を願うとともに、従業員が一丸となってこの状況に立ち向かうべく「ByeByeコロナ」とデザインした缶バッジを作成。従業員らはこの缶バッジを胸につけて、日々接客を行っている。

今後は新しい生活様式に対応したサービスを提供

大月政明理事長は今後について「世の中が新型コロナウイルスの感染拡大前と同じ状況に戻るのには難しいだろう。日々変化する経営環境下において、自らも変化していきながら、時代に沿った、またお客様のニーズに合った店づくり・サービスを提供していきたい。」と抱負を述べた。



大月政明理事長



「ByeByeコロナ」缶バッジ

笠間エス・シー協同組合

設立：平成4年（1992年）3月
組合員数：17者
住所：〒309-1616 笠間市赤坂 8
電話：0296-70-1234

ひたち野



青年中央会の会長就任にあたって

茨城県中小企業青年中央会
会 長 山本 主税
(茨城県石油業協同組合青年部)

茨城県中小企業青年中央会は、44年という長い歴史の中、歴代会長をはじめ、諸先輩方々の多大なるご尽力・ご功績により、それぞれの業界及び組合の次世代を担う経営層や指導的役割を果たす人材の育成、多くの出会い・気づきの場として重要な役割を担ってきました。

去る5月14日の第44回通常総会において、茨城県中小企業青年中央会の第22代会長という大役を仰せつかったことへの感謝とともに、これまで吉澤慎一直前会長をはじめ歴代の会長が築いてこられた当会の歴史を振り返るとその責の重さに身が引き締まる思いであります。私もその職責を引き継ぐにあたり、先輩方々が築いてきた歴史を尊重しつつ、時代にあった運営を心がけ、本会の更なる発展のため全力を尽くす所存です。

さて、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が一段と深刻化し、リーマンショック以来の大幅マイナス成長となることが予想されています。さらに、景気の急速な悪化を受けて、長期にわたり改善を続けてきた雇用所得環境は大きく崩れる可能性が高く、本年度の雇用者報酬は8年ぶりに減少することが予想されています。

そのような中、本会は、県内の組合青年部、さらには、そこに集う若手経営者・後継者が結集した組織として、各々が関わる組合、業界の活性化、地域経済の活性化のために一致団結し、それぞれが求められている役割を十分に果たしていくことがこれまで以上に求められています。その実現のため、我々は横の連携・交流機能を最大限に活用し、新たなビジネスチャンスの芽を育てる積極的な事業活動を展開していく必要があります。見直すべきところは見直し、良いところはさらに伸ばす。本会では、これまでに引き続き、情報交換や自己研鑽のための事業、会員青年部の活動に関する情報をより多面的な形で共有していくことに加え、業種・業界あるいは組合活動の活性化に結び付け、組織として最大限の効果を発揮できるよう、様々な活動を展開していきたいと考えております。

関係機関をはじめ友好団体、各組合青年部並びに中央会の皆様からのご支援とご協力に深く感謝の意を表しますとともに、今後とも変わらぬご指導ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関連の融資制度

新型コロナウイルス感染症関連の融資制度は多数ありますので、茨城県の設置する「新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室」(029-301-2869)のほか、中央会、最寄りの商工会、商工会議所、取引金融機関にご相談ください。独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するJ-Net21(中小企業ビジネス支援サイト <https://j-net21.smrj.go.jp/>)には全国の自治体の支援策が掲載されていますので併せてご覧ください。

1. 茨城県の融資制度

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向けに「新型コロナウイルス感染症対策融資」などを設けています。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策融資

【融資対象者】

- 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 売上高等が前年同期比で、5%以上減少※1(セーフティネット保証5号)
 - ② 売上高等が前年同期比で、15%以上減少(危機関連保証)
 - ③ 売上高等が前年同期比で、20%以上減少(セーフティネット保証4号)

資金枠 ※併用可	新型コロナウイルス感染症対応資金枠	県単独枠
融資限度額	4,000万円	4,000万円
融資期間(据置期間)	設備資金・運転資金・併用 10年以内(5年以内)	設備資金・運転資金・併用 10年以内(5年以内)
融資利率	3年以内 : 年1.3% 3年超5年以内 : 年1.4% 5年超7年以内 : 年1.5% 7年超10年以内 : 年1.6%	3年以内 : 年1.3% 3年超5年以内 : 年1.4% 5年超7年以内 : 年1.5% 7年超10年以内 : 年1.6%
利子補給	3年間10/10補給(※2)	なし
信用保証料率	0.85%	0.70%又は0.80%
信用保証料の補助	10/10又は5/10補助(※2)	なし
資金使途	経営の安定に必要な資金	
借換え	民間金融機関の信用保証付き融資を本制度へ借換え可能	

※1 国が指定する業種が対象となります。

詳しくは中小企業庁HPにてご確認ください。→https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

※2 利子補給・保証料補助を受けられる条件

- ① 個人事業主(小規模事業者に限る。)→売上高等5%以上減少で、利子3年間10/10補給、保証料10/10補助
- ② 小規模事業者・中規模事業者(①を除く。)→売上高等5%以上15%未満減少で、保証料1/2補助 ※利子補給なし
→売上高等15%以上減少で、利子3年間10/10補給、保証料10/10補助

【利用方法等】

セーフティネット保証・危機関連保証の認定は事業所所在地(原則)の市町村窓口にて認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。

【問合せ先】

茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ TEL: 029-301-3530

(2) 中小企業事業継続応援貸付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減するなかで、公的融資制度や民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業者、小規模事業者の方々に対して、県と市町村が協調して、事業継続に必要な資金を無利子・無担保で貸付を行います。

【貸付対象者】

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者

- ① 2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
- ② 2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1か月の売上が50%以上減少している月があること(昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること)
- ③ 公的融資制度(日本政策金融公庫又は商工中金)や民間金融機関による融資を受けられなかったこと

④県税・市町村税について、原則として未納がないこと

⑤暴力団等反社会的勢力ではないこと 等

※対象業種は、中小企業信用保険法第2条に規定する業種として、幅広く対象とします。

【貸付条件】

①貸付期間 10年以内（据置5年以内） ※10年を限度に1回の延長可

②貸付利率等 無利子・無担保

③保証人 代表者保証（法人の場合）

④償還方法 原則、半年賦又は一括

⑥申請期間 2020年5月11日から2021年2月26日まで

【貸付額】

①上限 200万円/事業者（県3/4、市町村1/4）

●市町村の予算措置より早く貸付決定した場合には、先に県分を貸付け

●上限額の範囲内で追加貸付可

②計算方法

原則として、前年売上×1/2－（対前年売上▲50%以上の月売上×6ヵ月）

※上記により、当座の事業資金を貸付け。昨年中に創業した場合等は別途計算

【資金使途】 事業の継続に必要な資金

【申込窓口】 事業所を管轄する商工会・商工会議所

【問合せ先】

○事業所を管轄する商工会・商工会議所

○茨城県産業戦略部新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 TEL：029-301-2869

2. 政府系金融機関の融資

【政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工中金）の融資（一般向け）】

融資名等	内 容	主な対象事業者	問合せ先	
新型コロナウイルス感染症 特別貸付	（新型コロナウイルス感染症特別貸付）信用力や担保によらず一律金利。融資後3年間金利を0.9%引き下げ。	中小企業	最寄りの日本政策金融公庫	
			水戸支店 中小企業事業	029-231-4246
セーフティネット貸付の要件緩和	（セーフティネット貸付の要件緩和）売上減少率の数値要件にかかわらず今後の影響が見込まれる事業者も融資対象。	個人企業・小規模企業	水戸支店 国民政策事業	029-221-7137
			日立支店 国民生活事業	0294-24-2451
			土浦支店 国民生活事業	029-822-4141
商工中金による危機対応融資	信用力や担保によらず一律金利。融資後3年間金利を0.9%引き下げ。	中小企業・小規模事業者等	商工中金 相談窓口	0120-542-711
			商工中金水戸支店	029-225-5151
マル経融資の金利引下げ	売上が減少（▲5%以上）している小規模事業者向け融資の金利を3年間0.9%引き下げ。	小規模事業者	最寄りの商工会・商工会議所	
マル経融資の特別利子補給制度	日本政策金融公庫、商工中金の特定の融資により借入れした事業者に利子補給を実施。	中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主	中小企業金融相談窓口	0570-783183

【政府系金融機関の融資（日本政策金融公庫）＜生活衛生関係者向け＞】

融資名等	内 容	主な対象事業者	問合せ先	
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	担保によらず一律金利。融資後3年間金利を0.9%引き下げ。	中小企業	最寄りの日本政策金融公庫	
			水戸支店 中小企業事業	029-231-4246
生活衛生改善貸付の金利引下げ	(生活衛生改善貸付の金利引下げ) 売上が減少(▲5%以上)している小規模事業者向け融資の金利を3年間0.9%引き下げ。	個人企業・小規模企業	水戸支店 国民政策事業	029-221-7137
衛生環境激変対策特別貸付	(衛生環境激変対策特別貸付) 売上が減少している旅館業・飲食店営業・喫茶店営業を営む方向け貸付。		日立支店 国民生活事業	0294-24-2451
			土浦支店 国民生活事業	029-822-4141
生活衛生特別貸付等の特別利子補給制度	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス感染症対策衛経により借り入れた事業者に利子補給を実施。	中小企業・小規模事業者	中小企業金融相談窓口	0570-783183

令和2年度 中小企業向け融資制度

令和2年度の中小企業向け融資制度を紹介します。誌面の都合で主要な融資制度の紹介となりますが、茨城県産業戦略部産業政策課のホームページ（<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sansei/index.html>）「茨城県産業政策課」で検索できます。）には、県内中小企業向けの融資制度が掲載されていますのでご確認ください。

1. 茨城県の融資制度

(1) 中小企業融資資金貸付金

県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業融資制度（県制度融資）を設けています。申込窓口は、中央会もしくは最寄りの商工会、商工会議所となります。

◆対象者

申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方。（農林漁業、娯楽業の一部、金融業等は除かれます。）

製造業・その他……資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業………資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業………資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業………資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等

小企業者とは、
製造業・その他………従業員20人以下
商業・サービス業……従業員5人以下
※従業員20人以下の宿泊業・娯楽業の方も小企業者に入ります。

融資名称		融資利率 (保証付利率)	融資限度額(万円)		融資期間(以内)		保証料率
			設備	運転	設備	運転	
一般資金	経営合理化融資	1.9～2.1%	5,000	3,000	7年	5年	0.45～1.9%
事業活性化資金	創業支援融資	1.2～1.5%	3,500	3,500	10年	7年	原則0.9※
	女性・若者・障害者創業支援融資	1.2～1.5%	3,500	3,500	10年	7年	原則0.9※
	設備投資支援融資	1.2～1.5%	10,000	—	10年	—	0.45～1.9%※
	新分野進出等支援融資	1.3～1.6%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9%※
	雇用拡大支援融資	1.3～1.5%	10,000	3,000	7年	5年	0.45～1.9%※
	小売商業・地場産業支援融資	1.3～1.6%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9%※
	観光おもてなし施設整備融資	1.3～1.7%	50,000	—	12年	—	0.45～1.9%※
	事業承継支援融資	1.3～1.6%	8,000	8,000	10年	10年	0.1～1.9%※
経営安定化資金	パワーアップ融資	1.3～1.6%	5,000	5,000	10年	7年	0.45～1.9%※
	災害対策融資	東日本大震災復興緊急融資	8,000	8,000	10年	10年	0.45～1.9%
		令和元年台風15号・19号災害特例	8,000	8,000	13年	10年	0.25～1.7%
		緊急対策枠	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%
		地震災害予防対策枠	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%

経営安定化資金	再生支援融資	2.2%以内	併用10,000		10年		0.45～1.9%
	借換融資	1.3～1.6%	既往融資残高及び借換に係る諸費用		—	10年	0.45～1.9%
小規模企業支援融資		1.2～2.1%	2,000	2,000	10年	10年	0.5～2.2%※
短期運転資金融資		1.5%	—	2,000	—	1年	0.45～1.9%※

※2021年3月31日まで、一部を除き、信用保証協会が保証料の割引を実施。(掲載の保証料率は割引前)

【利用方法等】

中央会・商工会議所・商工会のいずれかに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。

【問合せ先】

茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ TEL：029-301-3530

(2)農業ビジネス保証制度

県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに営む農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が創設しています。併せて、県が保証料の補助を行います。

◆対象者

商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人

資金の使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金）、（商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む）
融資限度額	5,000万円（保証限度額4,000万円）
融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き
信用保証率	借入金額に対し0.8%
保証料補助	保証料の50%を補助

【利用方法等】

商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。

【問合せ先】

茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融グループ TEL：029-301-3862

(3)環境保全施設資金融資制度

中小企業の方が行う省エネや環境保全への取組を支援するために必要な資金について、低利融資のあっ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。

◆対象者

県内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者

①融資対象事業

対象事業	事業例	融資限度額（事業費の80%以内）	融資利率
環境保全施設	公害防止施設	2,500万円 （事業費の80%以内）※必要と認める場合は5,000万円	（保証付） 年1.6%～1.8% （保証無） 年2.1%～2.3%
地球温暖化対策	太陽光パネルの設置、LED照明の導入等	500万円 （事業費から地方自治体等の補助額を控除した額に80%を乗じた額）※必要と認める場合は1,500万円	

②利子補給事業

事業種類		利子補給率	
排水規制の適用を受けない事業者（小規模事業者）が行う排水対策	高度処理（窒素又はりん除去）施設	借受者の実質金利は無利子	
	高度処理以外の汚水処理施設	霞ヶ浦流域	借受者の実質金利は無利子
		霞ヶ浦流域以外	0.9%
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域に限る）		借受者の実質金利は無利子	
ダイオキシン類対策施設		0.6%	
省エネルギー・再生可能エネルギー施設 （省エネ施設導入に係る県の補助対象事業者を除く）		省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者は無利子（上記以外のエコ事業所登録者は0.9%）	

(4)工場等立地促進融資

県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。

対象者	使 途	限度額	融資期間	融資利率	申込先
(1)県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、施設・設備整備費	25億円	15年以内 (据置2年以内)	10年超 年1.3%以内 5年超10年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.1%以内	県産業立地推課 Tel.029-301-2036
(2)県内に立地する者で(1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る。）		15億円	10年以内 (据置2年以内)	5年超10年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.1%以内	
(3)県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

※留意事項

- ・原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- ・「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設(事業所等)を設置する者です。
- ・「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場です。
- ・「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。
- ・(1)の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は(1)、その他は(2)が適用となります。

2. 政府系金融機関による融資制度

㈱商工組合中央金庫

融資対象	融資条件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体(所属団体)とその構成員。 事業協同組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同連合会、酒造組合、酒販組合、内航海運組合、市街地再開発組合等	固定金利・変動金利(詳しくは、窓口にご相談ください)	原則として 設備資金15年以内 (据置2年以内) 運転資金10年以内 (据置2年以内)	分割返済 期限一時返済

㈱日本政策金融公庫

◆中小企業事業

方 式	貸付対象等	融資条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度(注2)の限度内	融資制度(注2)ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度(注2)ごとに借入期間などに応じて設定
代理貸付(注1)	同 上	同 上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	同 上

(注1) 代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

(注2) 特別貸付制度として「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付(海外展開資金ほか)」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口：水戸支店 TEL:029-231-4246

◆国民生活事業

種 類	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます	4,800万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金5年以内 (据置1年以内、特に必要な場合は7年以内)	(注) のとおり
マル経融資 (無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下、宿泊業及び娯楽業は20人以下の企業)	2,000万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金7年以内 (据置1年以内)	(注) 年1.21% (R2.4.1現在)

(注) 利率は返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談下さい。

このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口：水戸支店 TEL:029-221-7137 土浦支店:TEL 029-822-4141 日立支店:TEL 0294-24-2451

生活衛生貸付については(公財)茨城県生活衛生営業指導センター(TEL:029-225-6603)も相談窓口です。